

令和6年度 秋の道の駅収穫祭出店要項

◆開催日時

令和6年9月28日（土）、29日（日） 各日10時～16時 ※17時完全撤収
※暴風雨などの警報の発令、その他の悪天候の場合、もしくは来園者の安全確保が難しいと主催者が判断する場合には開催を中止とすることがあります。

◆会場及び出店区画

道の駅「燕趙園」 大型駐車場 南側 3台分
(下図 黄色四角部分キッチンカー出店部分、緑色四角部分お客様対応スペース)



◆募集数

約3×12mのスペース内に収まるキッチンカーもしくは屋台 3団体 2日分
※予定数以上の応募があった場合は抽選とさせていただきます。
※土曜日、日曜日両日に申し込み可能ですが、抽選となった場合はどちらか片方の日のみの出店となる場合がございます。

◆応募条件

- 1、鳥取県内での営業を許可する公的機関の発行する屋台または自動車での飲食店営業の営業許可書を有すること
- 2、生産物賠償責任保険等に加入していること
- 3、食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有していること
- 4、別添誓約書に同意すること
- 5、監督官庁の指導や関係法規を遵守していること
- 6、過去に商品衛生法並びに関連する条例等に基づく処分を受けたことがないこと

◆申し込み

出店を希望するかたは「令和6年秋の道の駅収穫祭出店申込書」提出書類に必要事項を記載のうえメール、FAXまたは郵送にて、「問い合わせ先」に記載のお送りください。

【募集締め切り】 令和6年8月7日(水)必着

【提出書類】

- ① 出店申込書（様式①）
- ② 食品営業許可証（移動販売）もしくは食品営業許可証(屋台)のコピー
- ③ 食品衛生責任者証のコピー
- ④ 営業従事者名簿（様式②）
- ⑤ 誓約書(様式③)※代表者のみ

◆出店手数料

売上合計額の10%を手数料としていただきます。

※出店手数料は、出店最終日の営業終了後に団体ごとにまとめて現金でお支払いいただきます。

◆注意事項

(1) 管理保全

- ①運営については中国庭園燕趙園の指示に従っていただきます。ご協力いただけない場合は、営業時間内であっても出店を中止していただく場合があります。
- ②中国庭園燕趙園は出店者の生産物に対して保証の責任を負いません。
- ③出店者の行為により事故が発生したときは当該出店者の責任において解決するものとし、これに対する一切の責任を負いません。
- ④ゴミ箱の営業前設置及び営業後撤収は各自で行ってください（営業時、店内外には必ずゴミ箱を設置すること。また使用するゴミ袋は70L以上に限る）。
- ⑤出店者は必ず消火器を備え付けてください。
- ⑥電気を使用する場合は、必ず発電機を持参してください。
- ⑥出店は基本的に申請者本人が営業を行ってください。出店権利の第三者譲渡・貸与は禁止します。
- ⑦周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為はお断りいたします。
- ⑧飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃をしてからお帰りください。

(2) 未成年者の対応

中国庭園燕趙園は、未成年者の飲酒および喫煙について厳に禁止しております。各出店者は未成年に対して酒類等の販売をしないように十分注意してください。なお、中国庭園燕趙園では喫煙スペース以外での喫煙はお断りさせていただいております。

(3) その他

- ① 飲食店営業に関する許認可手続きは出店者が行うものとします。また、保健所等により指示があった場合は、それに従って販売していただきます。
- ② 原則として、出店申し込み後のキャンセルおよび提出内容の変更はできません。ただし、中国庭園燕趙園が認めた場合はこの限りではありません。
- ③ 中国庭園燕趙園側が騒音や煙などにより当園の運営に悪影響があると判断した設備や機器は出店者に改善の対策を講じるよう指示する場合があります。
- ⑥ 当該要項に定めのない事項については、出店者との協議により決定いたします。

◆ 禁止事項

来園者が快適に利用できるよう、出店者が以下に掲げる事項に該当する場合は出店を不許可または取り消しにいたします。

- (1) 公序良俗に反するおそれ、または暴力その他不法行為を行うおそれがあると認められる場合。
- (2) 法人等（個人、法人または団体をいう）の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である場合。
- (3) 営業に際し、著しく音響、発煙、臭気を伴うもの、または危険と認められる場合。
- (4) 法律により販売が禁止されているものを販売していると認められる場合。
- (5) 営業に際し、第三者の著作権を侵害する場合。
- (6) 中国庭園燕趙園の許可なく他の業者に再委託する場合。
- (7) その他、中国庭園燕趙園が禁止する行為をしてはいけません。

◆ 出店許可の取り消し等

以下に掲げる事項に該当する場合は、許可の取り消しや出店中においても中止させていただく場合があります。また、以下の(1)、(2)または(3)に該当する場合は次回以降の出店も不許可とする場合があります。

- (1) 出店者がこの募集要項に違反した場合
- (2) 出店者が事実を偽って申し込んだ場合
- (3) 出店者が許可に付された条件に違反した場合
- (4) 災害その他不可抗力によって会場の利用ができなくなった場合
- (5) その他管理運営上中国庭園燕趙園において出店許可取り消しの必要があると認める場合

◆ 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、園内施設の全部または一部を滅失し、または損傷したときは、当該滅失または損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。
- (2) 出店者は出店にあたり中国庭園燕趙園または第三者に損害を与えた時は、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 営業に際し出店者または出店者の従業員に損害を生じても、中国庭園燕趙園はその責めを負いません。

◆ 問い合わせ先

中国庭園燕趙園 担当：藤原

〒689-0715 鳥取県東伯郡湯梨浜町引地565-1

enchoen4@apionet.or.jp

(代表/ FAX) 0858-32-2180/0858-32-2185